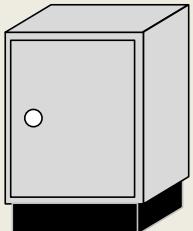


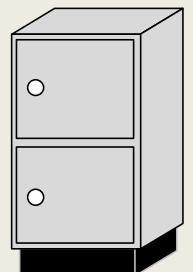
宅配ボックスの設置

リフォーム

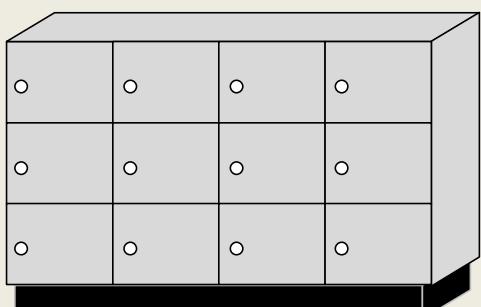
宅配ボックスには、さまざまなタイプがあります。それぞれのタイプと設置状況における申請方法は、以下の通りとします。



【A】単数ボックスタイプ



【B】複数ボックスタイプ(小型)



【C】複数ボックスタイプ(大型)

個人が自分の住戸の申請する場合(戸別申請)

① 戸建住宅に、【A】を設置した場合

※複数の宅配ボックスを設置しても同様です。
※【B】又は【C】を設置しても同様です。

11,000 円

② 共同住宅に、【A】を自宅専用に設置した場合

※複数の宅配ボックスを設置しても同様です。
※【B】又は【C】を設置しても同様です。

11,000 円

③ 共同住宅に住む個人(101号室)が、

隣人(102号室)と共に【B】を設置し、それぞれ利用する場合
※101号室または102号室のいずれかが申請できます。(性能証明書の発行は1台に1枚発行されるため。)
※いわゆる二世帯住宅の場合も同様です。
※【C】を設置しても同様です。

11,000 円

管理組合等が建物全体について申請する場合(一括申請)

④ 【A】を全部又は一部の住戸に各戸の専用として、1台ずつ設置した場合

※補助対象の設置台数は、共同住宅の総戸数を上限とします。
※【B】又は【C】を各戸の専用に1台ずつ設置する場合も同様です。

設置台数

×11,000 円

⑤ 【A】を共用として、1台又は複数台設置する場合

※補助対象の設置ボックス数は、総戸数と20のいずれか小さい方が上限です。
※【B】を共用として設置しても同様です。

設置ボックス数

×11,000 円

⑥ 【C】を共用として、1台又は複数台設置する場合

※補助対象の設置ボックス数は、総戸数と20のいずれか小さい方が上限です。
※全部又は一部を各戸の専用で利用する場合も同様です。
※【A】又は【B】と組み合わせて設置した場合も同様です。

設置ボックス数

×11,000 円

⑦ 【A】を各戸の専用として、【C】を共用として両方を設置する場合

※補助対象の設置台数又は設置ボックス数は、
【A】のタイプは総戸数、【C】のタイプは20を上限とし、
全体の補助額は、総戸数 × 11,000円が上限です。
※【B】を設置して構成する場合も同様です。

設置台数 × 11,000 円

+

設置ボックス数 × 11,000 円